

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和58年条例第1号）新旧対照表

現 行										改 正 後										備 考												
別表2										別表2																						
地区	計	ア					イ	ウ	エ	オ	カ	キ		ク	ケ	地区	計	ア					イ	ウ	エ	オ	カ	キ		ク	ケ	
整備	画	建築してはならない建築物					建	建	建	建	建	建築物の外		建	建	整備	画	建築してはならない建築物					建	建	建	建	建	建築物の外		建	建	
計画	地						築	築	築	築	築	壁等の面か		築	築	計画	地						築	築	築	築	築	壁等の面か		築	築	
区域	区						物	物	物	物	物	ら道路境界		物	物	区域	区						物	物	物	物	物	ら道路境界		物	物	
の	の						の	の	の	の	の	線、隣地境		の	の	の	の						の	の	の	の	の	線、隣地境		の	の	
称	名						容	容	建	敷	建	界線等まで		高	高	称	名						容	容	建	敷	建	界線等まで		高	高	
	称						積	積	蔽	地	築	の距離の最		さ	さ		称						積	積	蔽	地	築	の距離の最		さ	さ	
							率	率	率	面	面	低限度											率	率	率	面	面	低限度				
							の	の	の	積	積	(ア)	(イ)	最	最								の	の	の	積	積	(ア)	(イ)	最	最	
							高	低	高	最	最			高	低								高	低	高	最	最			高	低	
							限	度	限	度	限			度	度								限	度	限	度	限			度	度	
							度		度		度												度		度		度					
もみじ台団地地区整備計画区域の項からあいの里地区地区整備計画区域の項まで（省略）										もみじ台団地地区整備計画区域の項からあいの里地区地区整備計画区域の項まで（現行のとおり）										地区計画の変更（令和3年告示第4774号）に伴う改正												
森林公園パークタウン北地区地区整備計画区域	低層専用住宅地区の目及び低層一般住宅地区の目（省略）															森林公園パークタウン北地区地区整備計画区域	低層専用住宅地区の目及び低層一般住宅地区の目（現行のとおり）															
集合住宅地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1)から(4)まで（省略） (5) 老人ホーム、保育所、 <u>身体障害者福祉ホーム</u> その他これらに類するもの (6)及び(7)（省略）					(省略)										集合住宅地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1)から(4)まで（現行のとおり） (5) 老人ホーム、保育所、 <u>福祉ホーム</u> その他これらに類するもの (6)及び(7)（現行のとおり）					(現行のとおり)										

一般住宅A地区から駅前センター地区まで（省略）		
東雁来地区地区整備計画区域の項から西野地区地区整備計画区域の項まで（省略）		
テク ノパ ーク ・ 地区 地区 整備 計画 区域	研 究 ・ 開 発 業 務 地 区	(1) 住宅等 (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿  <u>(3) 学校（大学、高等専門学 校、専修学校その他これらに 類するものを除く。）</u> <u>(4) 図書館その他これに類する もの</u> (5) 神社、寺院、教会その他こ れらに類するもの <u>(6) 老人ホーム、保育所、福祉 ホームその他これらに類する もの（就業者のための附帯施 設として建築物内に設ける保 育所を除く。）</u> (7) 公衆浴場 (8) 病院又は診療所（就業者の ための附帯施設として建築物 内に設ける診療所を除く。） (9) 店舗（就業者のための附帯 施設として建築物内に設ける ものを除く。） (10) 飲食店（就業者のための附

一般住宅A地区から駅前センター地区まで（現行のとおり）		
東雁来地区地区整備計画区域の項から西野地区地区整備計画区域の項まで（現行のとおり）		
テク ノパ ーク ・ 地区 地区 整備 計画 区域	研 究 ・ 開 発 業 務 地 区	(1) （現行のとおり） (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 <u>（就業者のための附帯施設と して建築物内に設けるものを 除く。）</u> (削る。）  (削る。）  (3) （現行のとおり）  (4) 保育所又は幼保連携型認定 <u>こども園（就業者のための附 帯施設として設けるものを除 く。）</u>  (5) （現行のとおり） (6) 診療所（就業者のための附 帯施設として建築物内に設け <u>るものを除く。）</u> (7) （現行のとおり）  (8) （現行のとおり）

地区計画の変  
更（令和3年  
告示第4773  
号）に伴う改  
正

帯施設として建築物内に設けるものを除く。)

(11) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場

(12) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

(13) ホテル又は旅館

(14) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令第130条の7の3で定めるもの  
(以下「劇場等」という。)

の用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が200平方メートル以上のもの

(15) 自動車教習所

(16) 畜舎

(17) 倉庫(建築物に附属するものを除く。)

(18) 法別表第2(へ)項第1号に掲げるもの(同表(ぬ)項

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(9) (現行のとおり)

(10) (現行のとおり)

(11) (現行のとおり)

(12) (現行のとおり)

第2号に掲げるものを除く。)

(19) 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号。以下「流市法」という。）第5条第1項第1号、第4号、第5号、第10号又は第11号に掲げるもの

(20) 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）第1条の規定による改正前の食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第3号から第15号まで又は第17号から第34号までに掲げる営業の用に供するもの

都心南地区地区整備計画区域の項から北1条西5丁目北地区地区整備計画区域の項まで（省略）

備考 （省略）

(13) （現行のとおり）

(14) 食品製造業（食品加工業を含む。）を営む工場

都心南地区地区整備計画区域の項から北1条西5丁目北地区地区整備計画区域の項まで（現行のとおり）

備考 （現行のとおり）